

3 参考資料 (1) 用語解説集

1)	エネルギーの使用の合理化に関する法律	<p>略称、省エネ法。昭和 54 年 6 月 22 日制定。</p> <p>より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ること（＝エネルギーの使用の合理化）を目指している。平成 10 年の改正で第 2 種エネルギー管理指定工場（現行の県条例と同等の対象規模）制度が創設された。</p> <p>平成 17 年 8 月 10 日にエネルギー管理指定工場の対象規模の扱いが見直され、新たに運輸事業者も対象とした。</p>
2)	温室効果ガス	<p>二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の 6 種類のガス。</p> <p>（地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定）</p>
3)	環境の保全と創造に関する条例	<p>県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成 7 年 7 月 18 日制定。</p>
4)	京都議定書	<p>議定書とは、国際条約の部分的に強化するため、条約本体とは別に定められた取り決め。</p> <p>京都議定書は、気候変動に関する国際連合枠組条約の実効性を確保するため、平成 9 年 12 月京都で開催された C O P 3 で採択された気候変動枠組条約の議定書。</p> <p>先進各国は平成 20 年(2008 年)から平成 24 年(2012 年)の第 1 約束期間における温室効果ガスの削減数値目標（日本 6 %、アメリカ 7 %、E U 8 %など）を約束した。</p>
5)	新兵庫県地球温暖化防止推進計画	<p>地域からの地球温暖化対策を進めるため、平成 12 年 7 月に策定した計画。目標は、温室効果ガスの総排出量を、2010 年度において、1990 年度レベルから 6 %削減することである。内容は、本県の温室効果ガスの排出実態を明らかにしたうえで、地域特性を踏まえた削減目標を掲げ、県民・事業者・行政の取り組むべきマスタープランであるとともに、各主体の行動指針を示したものである。</p> <p>京都議定書目標達成計画や兵庫県の状況などを踏まえ、平成 17 年度において見直し作業中。</p>
6)	地球温暖化	<p>「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象」(地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 1 項)</p>
7)	地球温暖化対策の推進に関する法律	<p>もっぱら、地球温暖化防止を目的とするわが国初めての法制度。平成 10 年 10 月 9 日制定。</p> <p>「京都議定書」におけるわが国の温室効果ガス削減目標(2008 年から 2012 年の第 1 約束期間に 6 %削減)を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民のすべての主体の役割を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めている。</p> <p>平成 14 年 6 月、わが国が「京都議定書」を受諾したことに伴い、その目標達成のための京都議定書達成計画の策定、地球温暖化対策推進本部の設置などを加え一部改正され、平成 17 年 2 月 16 日に「京都議定書」の発効により施行された。</p> <p>また、平成 17 年 6 月 17 日に改正され、事業者に対し温室効果ガス排出量の報告などを義務づけた。</p>